



平成 21 年 11 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 A C K グループ
代表者名 代表取締役社長 廣 谷 彰 彦
(J A S D A Q ・ コード番号 2 4 9 8)
問合せ先 取 締 役 長 尾 千 歳
統括管理本部長
TEL 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

定款変更についてのお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 12 月 22 日開催予定の当社第 4 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則第 3 条及び第 4 条)
- (3) 経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 24 条(取締役の任期)に定める取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。
- (4) 上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当会社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。) につ	(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。) について、次に掲げる権利以外の権利を

<p>いて、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第10条 当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第11条</p> <p>< 記載省略 ></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第10条</p> <p>< 条数繰り上げ ></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿への記載又は記録及び単元未満株式の買取り・売渡請求その他株式又は新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録及び単元未満株式の買取り・売渡請求その他株式又は新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・売渡請求その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・売渡請求その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

<p>第 14 条 ~ 第 23 条 < 記載省略 ></p>	<p>第 13 条 ~ 第 22 条 < 条数繰り上げ ></p>
<p>(取締役の任期) 第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠取締役が取締役に就任した場合、その取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 3 増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠取締役が取締役に就任した場合、その取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 3 増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 25 条 ~ 第 47 条 < 記載省略 ></p>	<p>第 24 条 ~ 第 46 条 < 条数繰り上げ ></p>
<p>附 則 < 新 設 ></p>	<p>附 則 (株券喪失登録簿) 第 3 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(有効期間) 第 4 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

3 . 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 12 月 22 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 12 月 22 日 (火曜日)

以 上